

# 「法人税顧問」平成20年度追加改正対応版 概要 (Ver.H20.2)

「法人税顧問 Ver.H20.2」の対応内容をご案内します。  
 Ver.H20.2は、平成20年4月1日以後開始事業年度の法人に対応しております。  
ただし、地方特別税創設に伴う法改正(平成20年10月1日以後開始事業年度より適用)の対応は、eLTAXの地方特別税対応の時期に合わせ、2009年1月のリリース(Ver.H20.30)とさせていただきます。  
 あらかじめご了承ください。

## 1. データの利用について

データ移行対象バージョン・・・Ver.H20.1以降  
 上記のバージョンからデータ移行が可能です。

概要のバージョンの表記について  
 「Ver.H20.2」のように小数点以下 2 桁目は省略して記載しています。正確なバージョンはシステム起動後の【ヘルプ】-【バージョン情報】で確認できます。

※Ver.H20.2 のセットアップ CD-ROM には、次のプログラムも収録されています。  
 ・法人税顧問 平成 19 年度 (Ver.H19.2)

## 2. 法改正の概要 (特別償却)

システムに関係する特別償却の改正の内容は、次のとおりです。

1. エネルギー需給構造改革推進投資促進税制 (特別償却の付表(一))  
 対象設備について見直しが行われ、適用期限が平成 22 年 3 月 31 日まで 2 年延長されました。
2. 中小企業投資促進税制 (特別償却の付表(二))  
 適用対象となるソフトウェアから連携ソフトウェアが除外され、適用期限が平成 22 年 3 月 31 日まで 2 年延長されました。
3. 中小企業等基盤強化税制 (特別償却の付表(三))
  - ・中小企業者連携法に規定する認定農商工等連携事業計画に従って農商工等連携事業を行う中小企業者が取得等した同計画に定める機械及び装置が対象設備に追加されました。
  - ・中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の認定異分野連携新事業分野開拓計画に係る措置が対象から除外されました。
4. 情報基盤強化税制 (特別償却の付表(五)) <今回追加対応帳票>  
 次の見直しが行われ、適用期限が平成 22 年 3 月 31 日まで 2 年延長されました。
  - ・対象設備等に、部門間・企業間で分断されている情報システムを連携するソフトウェアとして一定の要件を満たすものを加える。
  - ・資本金の額または出資金の額が 1 億円以下の法人等について、情報基盤強化設備等の取得価額の合計額の最低限度を 70 万円 (現行 300 万円) に引き下げる。
  - ・資本金の額または出資金の額が 10 億円超の法人の取得する対象設備等の取得価額の合計額のうち本税制の対象となる金額は、200 億円を限度とする。
5. 特定設備等の特別償却 (特別償却の付表(六))
  - ・汚水処理用設備など 3 設備について適用対象から除外されました。
  - ・産業廃棄物処理用設備など 3 設備について、適用期限が平成 22 年 3 月 31 日まで 2 年延長されました。

## 3. 法改正の概要 (Ver.H20.2対応分)

Ver.H20.1 でご案内している改正内容で、Ver.H20.2 に関係する改正内容の概要は次のとおりです。

1. 研究開発税制の拡充 (別表六(六)、六(七)、六(八)、六(九))  
 ※適用時期：平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度
2. 教育訓練費に係る特別税額控除制度の見直し (別表六(十四)、六(二十四)、六(二十五))  
 ※適用時期：平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度
3. 公益法人の税制の見直し (別表一(一)、一(二)、十四(二))  
 ※適用時期：原則として平成 20 年 12 月 1 日から適用されます。

## 4. システムの変更内容

### 1. 追加帳表

次の帳票を新規に追加しました。

別 表	別表名称
特別償却の付表(五)	情報基盤強化設備等を取付した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

平成 20 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用される、次の別表に対応しました。

別 表	別表名称
別表六(六)	試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書
別表六(七)	中小企業者等が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書
別表六(八)	試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書
別表六(九)	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額に関する明細書
別表六(十四)	事業基盤強化設備を取付した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書
別表六(十五)	事業基盤強化設備等を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書

### 2. データ変換処理

平成 20 年 4 月 1 日以後開始事業年度の場合は、旧様式のデータは新様式に次のようにデータ変換されます。

旧様式	新様式(データ変換後)
旧別表六(六)	別表六(六)
旧別表六(七)	別表六(七)
旧別表六(六)が選択されている場合 ・旧別表六(六) (1) ・旧別表六(六) (10) ・旧別表六(六) (7)	・別表六(八) (1) ・別表六(八) (2) ・別表六(八) (5)
旧別表六(七)が選択されている場合 ・旧別表六(七) (1) ・旧別表六(七) (7) ・旧別表六(七) (4)	・別表六(八) (1) ・別表六(八) (2) ・別表六(八) (5)
旧別表六(六) (23)~(30)	別表六(九) (1)~(11)
旧別表六(七) (14)~(18)	別表六(九) (6)~(11)
旧別表六(十三)	別表六(十五)
旧別表六(十二)	別表六(十四)
別表六(二十五)	

### 3. 別表等帳表の変更

改正、別表追加に伴い転記計算の変更及び、実際に配付された用紙にあわせてフォーム修正をしました。

別表一(一)	別表一(二)	別表一(三)	別表三(一)	付表(同族会社)	別表三(四)
別表五(二)	別表六(二)	旧別表六(六)	旧別表六(七)	別表六(十)	別表六(十一)
旧別表六(十二)	旧別表六(十三)	別表六(二十一)	別表六(二十四)	別表六(二十五)	別表十四(二)
特別償却の付表(一)		特別償却の付表(三)		特別償却の付表(十七)(旧付表十九)	
第六号様式	第十号様式	第二十号様式	第二十二号の二様式		納税一覧表

### 4. 法人基本情報の変更内容

#### ①「設定 1」

公益法人制度改革に伴い、平成 20 年 12 月 1 日以後終了事業年度から公益法人の範囲が変わります。

法人基本情報画面の「設定 1」タブに「公益法人区分」「一般社団・財団法人区分」の設定項目を追加

しました。また、設定方法についての<説明>ボタンを追加しました。

別表一(一)の出力

事業種目	同非区分	同族会社	同族会社	同族会社
請求現在の 受取金の額又は 出資金の額	特・定 同族会社	同族会社	同族会社	同族会社
同非区分	一般社団・財 団法人の区分	非営利型法人	普通法人	
経理責任者 白署押印				

## ②「計算方法設定」

法人基本情報画面の「計算方法」タブに「六号様式利子割還付額 均等割に充当される額の控除」の設定項目（控除する／控除しない）を追加しました。

第六号様式で「利子割還付額の均等割への充当方法」が「希望する」の場合、「(74) 還付請求の利子割額」で均等割額を控除するかどうかの設定になります。

## ③「法人情報一覧表」「計算方法・印刷設定一覧表」

- ・法人情報一覧表の印刷項目に「公益法人区分」「一般社団・財団法人の区分」を追加しました。
- ・計算方法・印刷設定一覧表の印刷項目に「六号様式利子割還付額 均等割に充当される額の控除」を追加しました。

## 5. 地方税基本情報の主な変更内容

「①（使途秘匿金税額等）」「② 法人税法の法人税額」の自動計算で、公益法人区分による別表一からの転記条件を追加しました。

「③ 試験研究費の特別控除額」の自動計算で、開始事業年度が平成 20 年 4 月 1 日以後の場合、別表六(六)、別表六(八)の金額を使用するよう対応します。

## 6. 道府県民税・事業税納付書の変更内容

- ・法人基本情報に電話番号が入力されていた場合は、電話番号を印刷するように変更しました。
- ・入力項目「上部欄外」を追加します。入力された文字は右上の欄外に印刷されます。提出先が東京都の場合は、「610」と入力してください。

## 7. 税務代理権限証書 添付書面の様式変更内容

税務代理権限証書添付書面（税理士法第 33 条の 2 第 1 項、税理士法第 33 条の 2 第 2 項）について様式の改定が行われました。

- ・提出先、提出年月日の記載欄の追加、および受付印の追加（1 ページ目）

旧様式	新様式
<p>税 申告書 ( 年分 )</p> <p>税理士法第 33 条の 2 第</p> <p>氏名又は名称</p>	<p>税 申告書 ( 年分 )</p> <p>受付印 税理士法第 33 条の 2 第</p> <p>年 月 日 殿</p> <p>氏名又は名称</p>

→システムでは、上記の 1 ページ目の提出先・提出日、受付印の印刷に対応します。4 ページ目の「\*追加記載する事項」については、電子申告での対応が明確になり次第対応を検討します。

## 8. その他変更内容

### ①法人データのバックアップ

法人データバックアップ画面で、バックアップ形式の初期設定を「データを圧縮してバックアップする」に変更しました。

### ②セットアップの改善

Windows スタートボタンからのシステム起動の操作性を向上させるために、システムを登録する階層を変更しました。

- ・「エプソン応援シリーズ」の下に「法人税」を追加し“法人税顧問 H20 年度”を登録
- ・「エプソン応援シリーズ」の下に「はじめに」を追加し、応援シリーズの“はじめに”をまとめて登録

## 5. 地方法人特別税対応版 (Ver.H20.3) の予定

平成 20 年 10 月 1 日以後開始事業年度から適用される、地方法人特別税対応版 (Ver.H20.3) は、平成 21 年 1 月リリース予定です。次の帳票の対応を予定しています。

第六号様式      第七号様式      道府県民税・事業税納付書      第六号様式別表十四      (新規追加)

## 6. 動作環境

使用環境	スタンドアロン	ネットワーク版	
		クライアント	サーバ
OS	Windows®Vista/XP/2000(*1)		Windows®2000Server Windows Server®2003 (*2) Windows Server®2008 (*3)
メモリ	Windows® Vista : 512MB 以上 (1GB 以上を推奨) Windows® 2000、XP : 128MB 以上 (256 MB 以上を推奨) Windows Server® 2003 : 256 MB 以上 (512 MB 以上を推奨) Windows Server® 2008 : 512 MB 以上 (2 GB 以上を推奨)		
CPU	Windows® Vista : 800MHz 以上 (1GHz 以上を推奨) Windows® 2000、XP : 400MHz 以上 (500 MHz 以上を推奨) Windows Server® 2003 : 550 MHz 以上 (1 GHz 以上を推奨) Windows Server® 2008 : 1GHz 以上 (2 GHz 以上を推奨)		
ディスプレイ	1024×768 (小さいフォント) 以上 (Windows® XP の場合は「標準のフォント」、Windows® Vista の場合は「標準のスケール」) 表示色 : High Color (16 ビット) 以上推奨		
HDD	95MB 以上	90MB 以上	10MB 以上
データ容量	登録数×1.5MB(*4)	-----	登録数×1.5MB(*4)
プリンタ	上記対応 OS で使用可能なページプリンタ(*5)		

※1 : Windows®95、Windows98、Windows Me、Windows NT4.0は動作対象外です。

※2 : Windows Server®2003は、ネットワーク版のサーバとしてのみ使用可能です。

ネットワーク基本パックは、Windows Server® 2003に対応している Ver2.2以降をご使用ください。

※3 : Windows Server®2008は、ネットワーク版のサーバとしてのみ使用可能です。

ネットワーク基本パックは、Windows Server® 2008に対応している Ver3.5をご使用ください。

※4 作成する帳表数、事業所数等により異なります。

※5 カラープリンタは EPSON 製が対象です。

## 7. プロダクトIDについて

プログラム (スタンドアロン版) のセットアップ (インストール) 時にプロダクトIDを入力する必要があります。プロダクトIDは製品固有の24桁の数字で、同一のプロダクトIDは存在しません。1つの製品を複数のコンピュータにセットアップされた場合、2台目以降では別のプロダクトIDを入力されるまでプログラムの起動ができなくなります。プロダクトIDが記載されたラベルは、CD-ROMのケース (ライセンス商品の場合はライセンス使用許諾証またはプロダクトIDのご案内ハガキ) に貼られます。詳細は改版商品に同梱のご案内 (手順書) をご参照ください。

### ライセンス商品のご案内

「応援シリーズ」で、同一プログラム (スタンドアロン版) を複数本使用される場合、2本目以降のライセンス商品 (及び年間プログラム保守契約) を割安価格でご用意しています。

■ライセンス商品はこんなときに最適です。

- ① 企業又は会計事務所内において、複数台のパソコンで使用する場合
- ② 本社以外の出先拠点 (支社、営業所等) において使用する場合
- ③ 会計事務所において、在宅処理や外出先処理 (モバイル用途) 等の所外で使用する場合
- ④ 学校等の教育用途として使用する場合

【著作権・使用許諾契約について】プログラムを使用するには、著作権法及び使用権許諾契約により、1台のコンピュータにつき1ライセンスの使用許諾が必要です。